

## 旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

### ■ 構造設備の基準（旅館業法施行令） 1/2

| 政令 |     | 区分     |            | 内 容  | 判定 |
|----|-----|--------|------------|--|----|
| 条  | 項 号 | 旅館・ホテル | 簡易宿所<br>下宿 |  |    |
| 1  | 1   |        |            | 旅館業法（以下「法」という。）第3条第2項の規定による <u>旅館・ホテル営業</u> の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。   | —  |
|    | 1   | ○      |            | 一客室の床面積は、7平方メートル（寝台を置く客室にあっては、9平方メートル）以上であること。   |    |
|    | 2   | ○      |            | 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。   | 別紙 |
|    | 3   | ○      |            | 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。   |    |
|    | 4   | ○      |            | 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。   |    |
|    | 5   | ○      |            | 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。  |    |
|    | 6   | ○      |            | 適当な数の便所を有すること。   |    |
|    | 7   | ○      |            | その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること。 |    |
|    | 8   | ○      |            | その他都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。   | 別紙 |
| 2  |     |        |            | 法第3条第2項の規定による <u>簡易宿所営業</u> の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。   | —  |
|    | 1   | ○      |            | 客室の延床面積は、33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。  |    |
|    | 2   | ○      |            | 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。  |    |
|    | 3   | ○      |            | 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。   |    |
|    | 4   | ○      |            | 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。   |    |
|    | 5   | ○      |            | 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。  |    |
|    | 6   | ○      |            | 適当な数の便所を有すること。   |    |
|    | 7   | ○      |            | その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。  | 別紙 |

## 旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

### ■ 構造設備の基準（旅館業法施行令） 2/2

| 政令 |     | 区分     |                       | 内 容  | 判 定 |
|----|-----|--------|-----------------------|--|-----|
| 条  | 項 号 | 旅館・ホテル | 簡易宿所<br>下宿            |  |     |
|    | 3   |        |                       | 法第3条第2項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。  | —   |
|    | 1   |        | <input type="radio"/> | ○ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。   |     |
|    | 2   |        | <input type="radio"/> | ○ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。   |     |
|    | 3   |        | <input type="radio"/> | ○ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。  |     |
|    | 4   |        | <input type="radio"/> | ○ 適当な数の便所を有すること。   |     |
|    | 5   |        | <input type="radio"/> | ○ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。  | 別紙  |
| 2  |     |        |                       | <p>（構造設備の基準の特例）<br/>                     旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第1項から第3項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。</p> <p>⇒旅館業法施行規則第5条に規定。</p> | —   |